

5 鳥取県公報

平成13年3月28日(水) 号外第21号

毎週火・金曜日発行

目

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)......1 特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する 条例の一部を改正する条例(")......2

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県男女共同参画推進員の報酬の額を月額135,000円とすることとした。 (別表関係)
- **2** この条例は、平成13年 **4**月 **1**日から施行することとした。

特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正 する条例

- 1 職員の旅費に関する条例の一部改正
- (1) 県内(在勤庁の存する都道府県の区域内の地域をいう。以下同じ。)に おける旅行については、日当を支給しないこととした。(第18条関係)
- (2) 車賃について、県内における旅行については、路程に応じた旅客運賃を 支給することとし、県内以外の地域における旅行については、 1 キロメート ル当たりの定額を50円(現行 37円)に改定することとした。(第**6**条、第1 7条関係)

- (3) 県内における旅行について、旅行日数に応じて定額により旅行雑費を支 給することとし、その額を300円とすることとした。(第6条、新第24条関係)
- (4) 日額旅費を廃止することとした。(第6条、旧第24条関係)
- (5) 旅費計算上の旅行日数について、経路の距離に応じた日数の上限を定め る方法を廃止することとした。(第8条関係)
- (6) 居住地等を発着する旅行に係る旅費について、勤務地を発着するものと した場合の旅費との比較に基づき支給する方法を廃止することとした。(第1 0条関係)
- (7) 退職した職員のうち人事委員会規則で定めるものに対して、旧在勤地か ら帰住地までの前職務相当の旅費を支給することとした。(第2条、第3条、 第27条関係)
- (8) 移転料の支給に係る職務の級の区分を廃止し、9級以上の職務にある者 の額とすることとした。(別表関係)
- (9) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正 1に準じた改正を行うこととした。
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条	例
/1/	17.

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片

水曜日

2

鳥取県条例第13号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正	後				改	正	前	
別表(第1条、第2条、第3条、第4条関係)			別表 (第 1 条	、第2条、	第3条、第	[4条関係)		
区分	松門	又は給料の額		X	分		報酬又	は給料の額
略			略					
附属機関 (鳥取県男女共同参画推進員を除く。)	1日につき	10,500円以内	附属機関の委	員その他の)構成員		1日につき	10,500円以内
の委員その他の構成員								
鳥取県男女共同参画推進員	月額	135,000円	略		·	·		
略								

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 **3**月28日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第14号

特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

ω

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

īΕ 正 附 則 附則 1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第2条の規定は、昭和27年11月1日 から適用する。 2 特別職の職員(議会の議員、知事、副知事及び出納長を除く。)に支給する内国 旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、知事が定める旅行(公務上の必要その 他特別の事情があるものに限る。) のため支給するものを除き、当分の間、別表の 鉄道賃の欄中「旅客運賃及び急行料金(2階級区分線路による旅行の場合には、1 等の旅客運賃及び1等の急行料金) 特別車両料金並びに座席指定料金」とあるの は「旅客運賃及び急行料金(2階級区分線路による旅行の場合には、2等の旅客運 賃及び2等の急行料金)並びに座席指定料金」と、同表の船賃の欄中「旅客運賃 (3階級区分船舶又は2階級区分船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃) 寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金」とあるのは「旅客運賃(3階級区分船 舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下 級の旅客運賃 〉 寝台料金及び座席指定料金」と、「旅客運賃(3階級区分船舶によ る旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には上級の旅 客運賃) 寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金」とあるのは「旅客運賃(3) 階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の 場合には下級の旅客運賃)、寝台料金及び座席指定料金」として、同表の規定を適 用する。 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和27年11月1日 から適用する。

-			T				
				日当(1	宿泊料(1	夜につき)	食卓料
区分	鉄	道 賃	船 賃		甲地方	乙地方	(1 夜に つき)
議会の議員	旅客運賃別	及び急行料金、	略	略	略	略	略
知事	特別車両制	料金並びに座席					
副知事	指定料金						
出納長							
教育委員会の	旅客運賃別	及び急行料金、	旅客運賃(3階級区分船舶	略	略	略	略
委員	特別車両料	料金 <u>(知事が別</u>	又による旅行の場合には中				
選挙管理委員	に定める方	旅行に係る場合	級の旅客運賃、2階級区分				
会の委員	に限る。)	並びに座席指	船舶による旅行の場合には、				
監査委員	定料金		下級の旅客運賃)。ただし、				
人事委員会の			知事が別に定める旅行の場				
委員			合には、いずれも上級の旅				
地方労働委員			客運賃)、寝台料金、特別				
会の委員			船室料金(知事が別に定め				
地方労働委員			る旅行に係る場合に限る。)				
会の <u>あっせん員</u>			及び座席指定料金				
収用委員会の							
委員							
海区漁業調整							
委員会の委員							
内水面漁場管							
理委員会の委							
員							
公安委員会の							
委員							
病院事業の管							
理者							
専門委員	旅客運賃別	及び急行料金、	旅客運賃(3階級区分船舶	略	略	略	略
附属機関の委	特別車両料	料金 <u>(知事が別</u>	による旅行の場合には中級				
員その他の構	に定めるカ	旅行に係る場合	の旅客運賃、2階級区分船				
成員	に限る。)	並びに座席指	舶による旅行の場合には下				

|別表(第1条、第2条関係)

			車賃(1		宿泊料(1	夜につき)	食卓
区分	鉄 道 賃	船賃	トルにつ き)	日当 (1 日につき)	甲地方	乙地方	(1夜 つき
議会の議員	旅客運賃及び急行料金	略	37円	略	略	略	略
知事	(旅客運賃の等級を2階						
副知事	級に区分する線路(以下						
出納長	「2階級区分線路」とい						
	う。) による旅行の場合						
	には、1等の旅客運賃及						
	び1等の急行料金)、特						
	別車両料金並びに座席指						
	定料金						
教育委員会の	旅客運賃及び急行料金	旅客運賃(3階級区分船舶	37円	略	略	略	略
委員	(2階級区分線路による	又は2階級区分船舶による					
選挙管理委員	旅行の場合には、1等の	旅行の場合には <u>、上級</u> の旅					
会の委員	旅客運賃及び1等の急行	客運賃) 寝台料金、特別					
監査委員	料金) 特別車両料金並	船室料金及び座席指定料金					
人事委員会の	びに座席指定料金						
委員							
地方労働委員							
会の委員							
地方労働委員							
会の <u>斡旋員</u>							
収用委員会の							
委員							
海区漁業調整							
委員会の委員							
内水面漁場管							
理委員会の委							
員							
公安委員会の							
委員							
病院事業の管							
理者							
専門委員	旅客運賃及び急行料金	旅客運賃(3階級区分船舶	37円	略	略	略	略
附属機関の委	(2階級区分線路による	による旅行の場合には中級					
員その他の構	旅行の場合には、1等の	の旅客運賃、2階級区分船					
成員		舶による旅行の場合には上		l			

平成13年3月28日 水曜日

取県公

5分) 4215

 Ω

選	挙長	定料金	<u>級</u> の旅客運賃 <u>。ただし、知</u>	.		選挙長	料金)、特別車両料金並	級の旅客運賃) 寝台料金、		
選	挙分会長		事が別に定める旅行の場合			選挙分会長	びに座席指定料金	特別船室料金及び座席指定		
審	查分会長		には、いずれも上級の旅客			審査分会長		料金		
選	学立会人		運賃)、寝台料金、特別船			選挙立会人				
審	查分会立会		室料金 (知事が別に定める	_		審査分会立会				
			旅行に係る場合に限る。)			人				
そ	の他の特別		及び座席指定料金			その他の特別				
職	の職員					職の職員				
					_					

備考 略

備考 略

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員の旅費に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後 の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を 当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等 に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

-次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後 部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ
ろによる。	ろによる。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) 帰住 職員が <u>退職し、又は</u> 死亡した場合において、その職員 <u>又はその遺族</u> が	(5) 帰住 職員が死亡した場合において、その職員 <u>の遺族</u> が生活の根拠地となる

ത

生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(6)及び7)略

- (8) 県内 在勤庁の存する都道府県の区域内の地域をいう。
- 2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭 2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭 和26年鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行 政職給料表」という。) による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者に ついては、人事委員会規則で定めるこれに相当する職務)をいうものとする。

3 略

4 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地 4 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地 域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国に あってはこれに準ずる地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる 2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対 者に対し、旅費を支給する。

(1)及び(2)略

(2の2) 職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が退職した場合において、 人事委員会規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住したとき 当該職員 (3)~(5)略

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16↓ 条第2号、第3号若しくは第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等 となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しな い。

4~6 略

地に旅行することをいう。

(6)及び(7)略

和26年2月鳥取県条例第3号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下 「行政職給料表」という。) による当該級の職務 (行政職給料表の適用を受けない 者については、人事委員会規則で定めるこれに相当する職務)をいうものとする。

3 略

域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国に あってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、 在勤庁から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

し、旅費を支給する。

(1)及び(2)略

(3)~(5)略

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16 条第2号、第3号若しくは第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等 となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しな い。

4~6 略

(旅費の種類)

第6条 略

2~4 略

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ旅客運賃又│5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメー は1キロメートル当たりの定額により支給する。

6~12 略

13 旅行雑費は、内国旅行にあっては、県内における旅行中の日数に応じ1日当たり│13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。 の定額により、外国旅行にあっては、外国への出張に伴う雑費について、実費額に より支給する。

14 略

15 略

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第10条 削除

(旅費の種類)

第6条 略

2~4 略

トル当たりの定額又は実費額により支給する。

6~12 略

14 略

15 内国旅行のうち第24条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に 代え、日額旅費を旅費として支給する。

16 略

- 第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行の ために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない 事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅 行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日 の割合をもって通算した日数をこえることができない。
- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これ を1日とする。
- 3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅 行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。
- 第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住 地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至 る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行に ついては、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

Ω

(鉄道賃)

- 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」 という。)、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。
- (1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定す る運賃のほか、急行料金

- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行(公務上の必要その他 特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。) をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特 別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に 規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほ か、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、 支給する。
- (1)略
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(鉄道賃)

- という。) 急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。
- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運 賃
 - ア 2級以上の職務にある者及び1級の職務にある者で2号給以上のものについ ては、1等の運賃
- イ 1級の職務にある者で1号給のものについては、2等の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、 次に規定する急行料金
 - ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃 の等級と同一等級の急行料金
 - イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料 金
- (4) 2級以上の職務にある者及び1級の職務にある者で2号給以上のものが第2 号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行 をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別 車両料金
- (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又 は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車 両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給す る。
- (1)略
- (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメート ル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行 | 3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅 する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支 給する。

(船賃)

- 第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以|第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以 下この条において「運賃」という。)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金に よる。
- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃(公 務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定め るものの場合には、上級の運賃)
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃(公 務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定め るものの場合には、上級の運賃)

(3)及び(4)略

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路に よる旅行(公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事 委員会が定めるものに限る。)をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に 規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 略

2 略

行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

- 下この条において「運賃」という。)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金に よる.
- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運
 - ア 2級以上の職務にある者及び1級の職務にある者で2号給以上のものについ ては、中級の運賃
 - イ 1級の職務にある者で1号給のものについては、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運
 - ア 2級以上の職務にある者及び1級の職務にある者で2号給以上のものについ ては、上級の運賃
- イ 1級の職務にある者で1号給のものについては、下級の運賃

(3)及び(4) 略

(5) 2級以上の職務にある者及び1級の職務にある者で2号給以上のものが第3 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行 をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別 船室料金

(6) 略

2 略

9

(車賃)

第17条 車賃の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 県内における旅行の場合 旅客運賃(人事委員会規則で定める旅行にあっては、人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額により算定した額)
- (2) 県内以外の地域における旅行の場合 1キロメートルにつき50円 2及び3 略

(日当)

第18条 日当の額は、別表の定額による。

2 日当は、県内における旅行については、支給しない。

(車賃)

第17条 車賃の額は、<u>1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は</u> 天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができ ない場合には、実費額による。

2 及び3 略

(日当)

第18条 日当の額は、別表の定額による。

- 2 <u>鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の</u>1に相当する額による。
- 3 <u>鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロ</u>メートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

- 第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲 | げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給すべきものとして人事委員会規則 | で定めるものとする。
- (1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行
- (2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- (3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

- 第25条 <u>在勤地内における旅行について次の各号の一に該当する場合には、当該各号</u> に規定する額の旅費を支給する。
- (1) 交通機関を利用する必要がある場合 実費額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 旅行が行程8キロメートル以上又は引き続き5時間以上にわたる場合 別表 の日当定額の2分の1以内において人事委員会規則で定める額の日当
- (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 実費額 の宿泊料。ただし、その額は、別表の宿泊料定額に相当する額をこえることができない。
- (4) 次条第1項第3号の規定に該当する場合 同号に規定する額の移転料

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費の額は、1日につき300円とする。

- **2** 在勤庁から**4**キロメートル以内の地域における旅行については、旅行雑費は、支給しない。
- 3 日当が支給される旅行を行った日については、旅行雑費は、支給しない。

(県内の同一地域内旅行の旅費)

第25条 県内の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族 移転料は、支給しない。ただし、次条第2号に該当する場合においては、同号に規 定する額の移転料を支給する。 (県内以外の同一地域内旅行の旅費)

第26条 県内以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転|第26条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移 料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに 該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船 賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日 当額の2分の1に相当する額を超えるとき その超える部分の金額に相当する額 の鉄道賃、船賃又は車賃

(2)略

(退職者等の旅費)

第27条 略

2 第3条第2項第2号の2の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算し た旧在勤地から帰住地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)とする。

附 則

1 略

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号の一に該当 する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の 旅行の場合 第14条、第15条又は第17条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを 得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その 実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額をこえると き そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(3)略

2 第18条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第27条 略

附則

- 1 略
- 2 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、人事委員会が定める旅行(公務 上の必要その他特別の事情があるものに限る。)のため支給するものを除き、当分 の間、第14条第1項第1号イ及び第15条第1項第2号イ中「1級の職務にある者で 1号給のもの」とあるのは「11級以下の職務にある者」としてこれらの規定を適用 し、第14条第1項第1号ア及び同項第4号の規定並びに第15条第1項第2号ア及び 同項第5号の規定は、適用しない。

3 略

2 略

別表(第18条 第22条、第26条関係)

- 1 略
- 2 移転料

	メートル以 上100キロ	ロメートル 以上300キ	鉄道300キ ロメートル 以上500キ ロメートル 未満	ロメートル 以上1,000 キロメート	キロメート ル以上1,50	キロメート ル以上2,00 0キロメー	キロメート
126.000円	144 000円	178 000円	220.000円	292.000円	306.000円	328.000円	381.000円

備考 路程の計算については、人事委員会規則で定めるところによる。

別表(第18条 第22条、第25条、第26条関係)

- 1 略
- 2 移転料

区分	鉄道50キロ メートル未 満	鉄道50キロ メートル以 上100キロ メートル未 満		ロメートル 以上500キ	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル末満	キロメート	キロメート	キロメート
9級以上 の職務に ある者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
8級以下 6級以上 の職務に ある者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
5 級以下 の職務に ある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4分の 1 キロメートルをもってそれぞれ 鉄道 1 キロメートルとみなす。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の旅費等に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例(以下「改正後の職員旅費条例」という。) の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の職員旅費条例別表の2の規定は、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 4 改正後の職員旅費条例第2条第1項第5号、第3条第2項第2号の2及び第27条第2項の規定の適用については、施行日の前日に退職した者は、職員とみなす。